

令和6年 秋の火災予防運動

〔期 間〕 11月3日（日）から11月9日（土）

〔防火標語〕 「守りたい 未来があるから 火の用心」

《期間中の主な行事》

1 防災行政無線吹鳴【藤里町役場】

〔日時〕 11月3日（日）午前7時

2 藤里町消防団秋季訓練【藤里町消防団、二ツ井消防署藤里分署】

〔日時〕 11月3日（日）午前9時～午前11時

〔場所〕 藤里町粕毛地区 （第3分団管轄）

3 消防団による警戒巡回【藤里町消防団】

〔日時〕 11月3日（日）から11月9日（土）

消防団車両が警鐘（カーンカーン）を吹鳴しながら、町内を巡回します。



【お問い合わせ先】 二ツ井消防署藤里分署 ☎79-1119

令和7年度分 軽油引取税免税証（農業用） 交付申請の集合受付について

総合県税事務所山本支所での受付は、令和7年2月3日（月）から行う予定ですが、一度の来所で済む郵送での申請もご利用ください。郵送申請の際は、110円切手を貼った返信用封筒も同封してください。郵送申請の受付期間は令和6年12月1日（日）から令和6年12月31日（火）まで（消印有効）となります。

○詳細は「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。

集合受付日程（藤里町）

【日 時】 令和6年11月21日（木）午前10時～午前11時30分
午後 1時～午後 2時30分

【会 場】 山本地域振興局 3階 大会議室



※ 地域ごとの区分は混雑分散が目的ですので、指定日程の都合が悪い場合は、別の日にちにお越しいただいても構いません。

※ 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。

※ 皆様の待ち時間短縮のため、書類は記入のうえでお越しくださるようご協力をお願いします。

（書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。）

【注意事項】

① 申請に必要な書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。

各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。

② 申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。

③ 集合受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限（＝報告対象期間の末日）から、1ヶ月以内に提出をお願いします。（集合受付時に必ずしも提出しなくてよく、後日の提出となっても構いません。）

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税部課税第二課 ☎018-860-3341

FAX018-860-3333